

# 弁護士報酬規程

(令和2年1月版)

はるき法律事務所

はじめに

以降の金額は全て消費税抜きです。

# 法律相談料

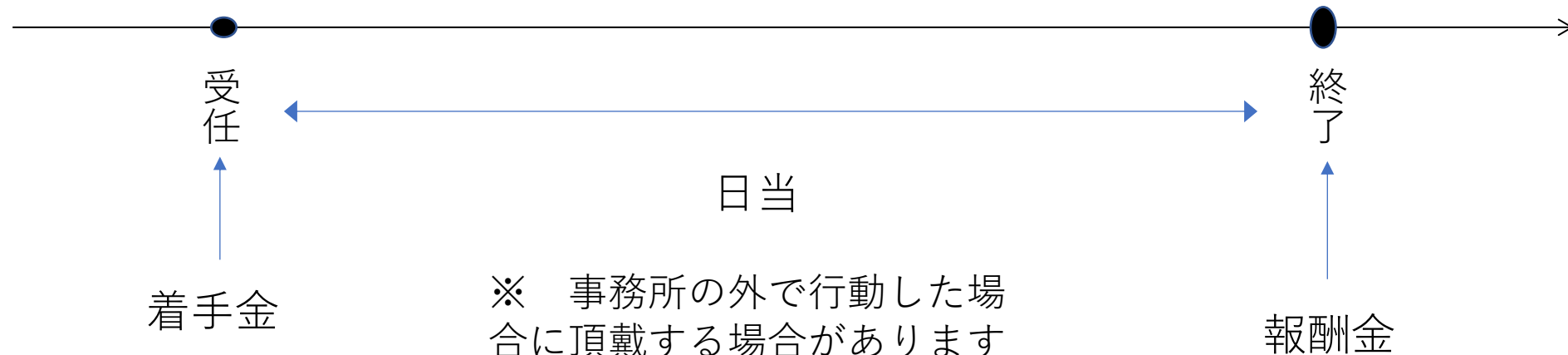
1回10,000円

※ 時間無制限

# 弁護士報酬の種類（その1）

< 3つの型 >

## 1 着手金・日当・報酬金



※ 成功・不成功を問わず、返還致しません

※ 事務所の外で行動した場合に頂戴する場合があります（1日あたり3万円～）。

※ 終了した場合に、成功の度合によって頂戴します

# 弁護士報酬の種類（その2）

## 2 手数料



※ 1 回程度の事務処理で終了する案件や、報酬金を頂戴するのになじまない案件については、受任時のみにお支払い頂きます。

※ 報酬金を頂きません。

# 弁護士報酬の種類（その3）

## 3 顧問料

継続的に法律業務を依頼された場合に、毎月頂戴します。

※ 毎月の金額については、顧客の規模、業務量等により、ご提案致します（最低5万円）。

# 弁護士報酬額（その1）

## < 1 基本 >

### (1) 着手金

請求する財産の額（請求する場合）あるいは請求された財産の額（請求される場合）によって、次のとおり算定します。

請求する財産の額もしくは請求された財産の額	着手金の額
300万円以下の部分	8%
300万円を超え、3000万円以下の部分	5%
3000万円を超え、3億円以下の部分	3%
3億円を超える部分	2%

# 弁護士報酬額（その2）

## (2) 報酬金

### ① 請求する場合

受け取った財産の額によって、次のとおり算定します。

受け取った財産の額	報酬金
300万円以下の部分	16%
300万円を超え、3000万円以下の部分	10%
3000万円を超え、3億円以下の部分	6%
3億円を超える部分	4%



# 弁護士報酬額（その3）

- ② 請求された場合  
請求された財産の額から減額できた額によって、次のとおり算定します。

減額できた額	報酬金
300万円以下の部分	16%
300万円を超え、3000万円以下の部分	10%
3000万円を超え、3億円以下の部分	6%
3億円を超える部分	4%

# 弁護士報酬額（その4）

## (3) 算定例

① 相手方に700万円の請求をしたところ、相手方から560万円を得た。

→着手金： $300\text{万円} \times 8\% + 400\text{万円} \times 5\% = 44\text{万円}$

報酬金： $300\text{万円} \times 16\% + 260\text{万円} \times 10\% = 74\text{万円}$

② 相手方から1500万円の請求をされたところ、相手方に1200万円を支払うことになった。

→着手金： $300\text{万円} \times 8\% + 1200\text{万円} \times 5\% = 84\text{万円}$

報酬金： $(1500\text{万円} - 1200\text{万円}) \times 16\% = 48\text{万円}$

③ 相手方に土地（評価額2500万円）の明渡しを求めたところ、相手方がその土地を明け渡すことになった。

→着手金： $300\text{万円} \times 8\% + 2200\text{万円} \times 5\% = 134\text{万円}$

報酬金： $300\text{万円} \times 16\% + 2200\text{万円} \times 10\% = 268\text{万円}$

# 弁護士報酬額（その5）

## < 2 案件別の報酬額 >

< 1 基本 > を適用せずに算定する個別の案件があります。

民事事件：契約書チェック、契約書作成、内容証明郵便作成

契約交渉案件、民事保全事件、債務整理事件

会社設立業務、会社資金調達関連業務、事業承継、M & A、

その他会社関連業務

家事事件：遺言作成、遺言執行、成年後見申立事件、任意後見契約

財産管理契約、離婚事件

刑事事件：被疑者弁護、被告人弁護

少年事件：付添人業務、被疑者弁護、被告人弁護

民事・家事事件：調停・訴訟となる場合

# 弁護士報酬額（その6）

## < 3 契約書チェック >

手数料：1通3万円～

※ 分量、難度、所要見込時間によって異なります。

## < 4 契約書作成 >

手数料：1通5万円～

※ 分量、難度、所要見込時間によって異なります。

## < 5 内容証明郵便作成 >

手数料：1通5万円～

※ 分量、難度、所要見込時間によって異なります。

# 弁護士報酬額（その7）

## < 6 契約交渉案件 >

請求する額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	2%（最低50,000円）	得られた財産の額の4%
300万円を超え、3000万円以下の部分	1%	得られた財産の額の2%
3000万円を超え、3億円以下の部分	0.5%	得られた財産の額の1%
3億円を超える部分	0.3%	得られた財産の額の0.6%

# 弁護士報酬額（その8）

## < 7 民事保全事件 >

### (1) 仮差押

着手金：10万円～

報酬金：10万円～

### (2) 仮差押以外

着手金：25万円～

報酬金：25万円～

# 弁護士報酬額（その9）

## < 8 債務整理事件 >

### (1) 任意整理

手数料：債権者 1 件あたり 5 万円～

### (2) 破産・会社整理・特別清算・会社更生

申立内容	手数料
自己破産（非事業者）	30万円～
自己破産（事業者）	50万円～
自己破産以外の破産	50万円～
会社整理	100万円～
特別清算	100万円～
会社更生	250万円～

# 弁護士報酬額（その10）

## (3) 民事再生

申立内容	手数料
事業者の民事再生	100万円～
非事業者の民事再生	50万円～
小規模個人再生	30万円～
給与所得者等再生	40万円～



# 弁護士報酬額（その11）

## < 9 会社設立業務 >

手数料：1会社あたり15万円～

## < 10 会社資金調達関連業務 >

着手金：15万円～

報酬金：30万円～

※ 調達額、出資者数、難度によって異なります。

# 弁護士報酬額（その12）

## <11 事業承継>

手数料：1件あたり50万円～

※ 会社の資産規模、難度によって異なります。

## <12 M & A >

着手金：1会社あたり50万円～

報酬金：1会社あたり100万円～

※ 会社の資産規模、難度によって異なります。

## <13 会社関連業務（9・10・11・12以外）>

手数料：1件あたり5万円～

# 弁護士報酬額（その13）

## <14 遺言作成>

### (1) 遺言案作成

手数料：5万円～

※ 資産の額によって異なります。

### (2) 公正証書遺言作成（案の作成、公証人との協議、遺言作成立会を含む）

手数料：15万円～

※ 資産の額によって異なります。

# 弁護士報酬額（その14）

## < 15 遺言執行 >

資産の総額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	0	30万円
300万円を超え、3000万円以下の部分	0	資産の総額の3%
3000万円を超え、3億円以下の部分	0	資産の総額の1.5%
3億円を超える部分	0	資産の総額の0.7%

# 弁護士報酬額（その15）

<16 成年後見事件>

手数料：20万円～

※ 資産の額によって異なります。

<17 任意後見契約>

手数料：5万円～（案の作成、公証人との協議を含む）

報酬金：月額5000円～

<18 財産管理契約>

手数料：5万円～

報酬金：月額5000円～

# 弁護士報酬額（その16）

## < 19 離婚事件 >

着手金：30万円～

報酬金：① 離婚した場合

30万円～

② 親権者となった場合

20万円～

③ 財産分与を受けた場合

得られた財産の額の5%

# 弁護士報酬額（その17）

## < 20 刑事事件 >

### (1) 被疑者弁護

着手金：30万円～

- 報酬金：① 不起訴となった場合  
30万円～
- ② 釈放された場合  
20万円～

# 弁護士報酬額（その18）

## (2) 被告人弁護

着手金：30万円～

※ 被疑者弁護から引き続き行う場合には10万円～

報酬金：① 保釈された場合

20万円～

② 懲役刑の実刑・死刑以外の場合

30万円～



# 弁護士報酬額（その19）

## <21 少年事件>

### (1) 付添人業務

着手金：30万円～

報酬金：① 審判不開始または不処分となった場合  
50万円～

② 保護観察となった場合  
30万円～

### (2) 被疑者弁護、被告人弁護

20によります。

# 弁護士報酬（その20）

<22 調停・訴訟となる場合（民事事件・家事事件）>

(1) 調停

手数料：着手金・報酬金とは別個に1回あたり10万円～

(2) 訴訟

手数料：着手金・報酬金とは別個に1回あたり10万円～

※ 控訴・上告をする場合も、1回あたり10万円～となります。

# 実 費

## (1) 含まれるもの

交通費、裁判所に納める費用、印紙・切手・郵送代など、弁護士報酬以外の全ての出費を含みます。

## (2) 実費の支払時期・方法

印紙代・切手代は着手時にお預かりします。その他の実費は基本的には案件終了時に精算しますが、金額によっては協議の上予め一定額をお預かりすることもあります。